

第3章 環境影響評価

第1節 環境影響評価とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

第2節 本県における環境影響評価制度の経緯

本県では、県内で行われる環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業で、一定規模以上のものを対象とした「宮崎県環境影響評価要綱」を平成4年4月に告示し、同年10月から施行しました。

その後、平成8年3月制定の宮崎県環境基本条例で「環境影響評価の推進」が明記され、さらに、同条例に基づき平成9年に策定された宮崎県環境基本計画において、環境影響評価法（平成9年制定）との整合性を確保することなど、制度の充実が求められたことから、平成12年3月に「宮崎県環境影響評価条例」を制定し、平成12年10月1日から施行しました。

【主な改正状況】

- ・ 平成26年には、環境影響評価法等の一部改正（平成23年）を踏まえ、宮崎県環境影響評価条例及び同条例施行規則を一部改正し、方法書説明会の開催義務化など手続の充実を図るとともに、風力発電所を対象事業に追加しました。（平成26年9月1日施行）
- ・ 平成28年には、宮崎県環境影響評価条例施行規則を一部改正し、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置など、土地造成を伴う一定面積（50ヘクタール）以上の開発事業を対象事業に追加しました。（平成28年10月1日施行）
- ・ 令和3年には、環境影響評価法施行令の一部改正（令和元年）を踏まえ、宮崎県環境影響評価条例施行規則を一部改正し、太陽電池発電所（電気事業法の用語で、「太陽光発電所」のこと）を対象事業に追加しました。（令和3年10月1日施行）

第3節 環境影響評価の実施状況

環境影響評価法及び宮崎県環境影響評価条例に基づく手続のほか、公有水面埋立法等の個別法に基づくものを含め、令和3年度末現在で県内で環境影響評価を実施中の案件は次のページの表のとおりです。

環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施状況（令和4年3月末現在）

種類	事業の名称	実施主体	実施区域	手続状況
風力発電所	(仮称)日之影町風力発電事業	(株)エルゴジャ パンエナジー	日之影町 美郷町 延岡市 諸塚村	方法書に対する知事意見送付 済み（令2.9.11） 現地調査実施中
風力発電所	(仮称)日南風力発電事業	日立サステナブル エナジー(株)	日南市	方法書に対する知事意見送付 済み（令2.1.22） 現地調査実施中
風力発電所	(仮称)串間市いちき風力発電事業	(株)イメージワ ン	串間市	方法書に対する知事意見送付 済み（令3.6.24） 現地調査実施中
風力発電所	(仮称)串間南部風力発電所	(有)ウィンディ	串間市	方法書に対する知事意見送付 済み（令3.7.8） 現地調査実施中
風力発電所	(仮称)伊佐・えびの・人吉 風力発電事業	(株)グリーンパ ワーインベスト メント	えびの市 伊佐市 人吉市	方法書に対する知事意見送付 済み（令3.7.15） 現地調査実施中

宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施状況（令和4年3月末現在）

種類	事業の名称	実施主体	実施区域	手続状況
一般国道	国道10号住吉道路（都市計 画道路住吉通線(仮称)）	宮崎県（※）	宮崎市	準備書に対する知事意見送付 済み（令4.3.28）

※ 事業の実施主体は国土交通省九州地方整備局だが、宮崎県環境影響評価条例第34条の規定により、都市計画決定権者の宮崎県が、事業者にとって環境影響評価手続を実施している。

個別法に基づく環境影響評価の実施状況（令和4年3月末現在）

令和3年度は、公有水面埋立法等の個別法に基づき県が審査等に関与した案件はありませんでした。